

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）の一部改正により、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に係る手数料の額の標準が新たに設けられること等に伴い、当該手数料の設定等を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路交通法に基づく警察関係事務手数料の一部を改定することとします。（別表第 7 関係）
- (2) 特定免許情報記録手数料および運転経歴情報の記録の手数を新たに設定することとします。（別表第 7 関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

3 議案書案および新旧対照表

別添 1 および別添 2 のとおり

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 第 1 項の表(1)の項ア中「1,550円」を「1,650円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「の更新」を「または法第95条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この表において「免許情報記録」という。）の有効期間の更新（以下この表において「免許証等の更新」という。）」に、「800円」を「750円」に、「4,100円」を「3,900円」に改め、「行う試験」の右に「（以下この表において「技能試験」という。）」を加え、「6,600円」を「6,900円」に改め、同項イ中「1,750円」を「1,900円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に、「2,550円（法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験）」を「2,500円（技能試験）」に、「3,350円」を「3,300円」に改め、同項ウ中「1,750円」を「1,850円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に、「2,600円（法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験）」を「2,800円（技能試験）」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同項エ中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に、「1,500円」を「1,600円」に改め、同項オ中「1,700円」を「1,800円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円）」を「750円）」に、「4,800円（法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験）」を「4,500円（技能試験）」に、「7,650円」を「7,450円」に改め、同項カ中「1,700円」を「1,800円」に、「1,550円」を「1,650円」に、「2,900円（法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験）」を「2,950円（技能試験）」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表(1)の 2 の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表(2)の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表(3)の項を次のように改める。

(3) 法第92条 第 1 項また は第 95 条の 2 第11 項の 規定による	免許証交 付手数料	ア 第一種運転免許または第二種 運転免許に係る免許証 (ア) 法第92条第 1 項の規定によ る交付を受ける場合 a b に掲げる交付以外の交	2,350円（日を同じ
---	--------------	---	-------------

免許証の交付を受けようとする者		付 b 政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対する交付 (イ) 法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合 イ 仮運転免許に係る免許証	くして第一種運転免許または第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額） 2,100円（複数免許取得者に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額） 2,550円 1,100円
-----------------	--	--	--

別表第7第1項の表(4)の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表(4)の3の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同表(4)の4の項とし、同表(4)の2の項を同表(4)の3の項とし、同表(4)の項の次に次のように加える。

(4)の2 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録または法第95条の	特定免許情報記録手数料	ア 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録 (7) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 a bに掲げる記録以外の記録	1,550円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350
--	-------------	---	---------------------------------------

3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定もしくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（政令第43条第4項各号に掲げる者を除く。）		b 特定試験免除者に係る記録 (イ) 法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合 (ウ) 法第95条の2第6項の規定による申出および更新時不交付申出のいずれをもしない場合 イ 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定または法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え	円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) 1,350円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) 800円 1,500円（法第92条第1項、第95条の2第11項もしくは法第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付または法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円) 1,550円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）および法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号
--	--	---	---

		(ウ) 経由申請および更新時不交付申出のいずれをもしない場合	2,850 円
		イ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	
		(ア) 経由申請をする場合であつて、法第 101 条の 2 の 2 第 3 項の規定による申出（以下この表において「経由地書換申出」という。）をするとき。	1,000 円
		(イ) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。	1,950 円
		(ウ) 経由申請をしない場合	2,100 円
		ウ 免許証の有効期間の更新および免許情報記録の有効期間の更新	
		(ア) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき。	2,500 円
		(イ) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。	2,850 円
		(ウ) 経由申請をしない場合	2,950 円

別表第 7 第 1 項の表(10)の 2 の項中「免許証」を「免許証等」に、

「

	550 円	を
--	-------	---

」

「

ア 経由地書換申出をする場合	1,700 円	に改め、同表(11)の項中
イ 経由地書換申出をしない場合	750 円	

」

「2,350 円」を「2,250 円」に改め、同表(12)の項ア中「750 円」を「850 円」に改め、同項イ中「2,350 円」を「2,400 円」に改め、同項エ中「4,450 円」を「4,650 円」に、「3,500 円」を「3,800

円」に、「2,800 円」を「3,050 円」に改め、同項オ中「4,150 円」を「4,300 円」に、「4,000 円」を「4,200 円」に改め、同項カ中「1,500 円」を「1,750 円」に改め、同項キ中「3,100 円」を「3,200 円」に改め、同項ク中「1,400 円」を「1,850 円」に改め、同項ケ中「750 円」を「900 円」に改め、同項コ中「2,150 円」を「2,300 円」に、「2,050 円」を「2,150 円」に、「2,700 円」を「2,850 円」に、「2,550 円」を「2,700 円」に、「2,450 円」を「2,550 円」に改め、同項中

「

サ 法第108条の2第1項第11号 に掲げる講習	
(ア) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	500 円
(イ) 法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	800 円
(ウ) 法第92条の2第1項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350 円（国家公安委員会規則で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800 円）

を

」

「

サ 法第108条の2第1項第11号 に掲げる講習	
(ア) 法第95条の6第1項の表備考一のロに規定する優良運転者に対する講習	500 円（滋賀県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電

	子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、200 円）	に改め、同項シ中
(イ) 法第95条の6第1項の表備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	800 円（オンライン講習にあつては、200 円）	
(ウ) 法第95条の6第1項の表備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	1,400 円	
(エ) 法第95条の6第1項の表備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800 円（オンライン講習にあつては、200 円）	

」

「6,450 円」を「6,600 円」に、「2,900 円」を「2,950 円」に改め、同項中「

ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500 円（当該講習が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、9,050 円）	を
-------------------------	--	---

」

「

ス 法第108条の2第1項第13号 に掲げる講習		
(ア) 自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習	12,900 円	に改め、同項セ中「2,250 円」
(イ) 実車等指導を含まない講習	9,350 円	

」

を「2,600 円」に改め、同項ソ中「または第16号」を削り、「2,000 円」を「2,100 円」に改め、同項に次のように加える。

	タ 法第108条の2第1項第16号 に掲げる講習	講習1時間につき 2,050 円
--	-----------------------------	---------------------

別表第7第1項の表(13)の項中「900 円」を「1,000 円」に改め、同表注2の表(1)の項中「4,000」を「3,800」に、「3,550」を「3,650」に、「1,250」を「1,200」に、「4,250」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「6,700」を「6,350」に、「6,100」を「6,250」に、「2,100」を「1,900」に、「7,400」を「7,750」に改め、同表(5)の項中「2,350」を「2,600」に、「1,900」を「1,850」に、「2,650」を「2,550」に改め、同表(6)の項中「2,050」を「2,000」に、「2,550」を「2,400」に、「3,700」を「3,750」に改め、同表(7)の項中「2,550」を「2,600」に改め、別表第7第1項の表注3中「2,350 円」を「2,950 円」に、「1,100 円」を「1,350 円」に改め、同表注4中「500 円」を「550 円」に、「300 円」を「350 円」に改め、同表注5の表(1)の項中「4,000」を「3,800」に、「3,550」を「3,650」に、「1,250」を「1,200」に、「4,250」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「2,050」を「2,100」に改め、同表(4)の項および(5)の項中「1,300」を「1,350」に改め、同表(6)の項中「1,500」を「1,550」に改め、同表(7)の項中「2,550」を「2,600」に改め、別表第7第1項の表注6中「2,400 円」を「3,000 円」に、「900 円」を「950 円」に、「1,100 円」を「1,350 円」に、「2,850 円」を「2,950 円」に改め、同表注7中「、普通自動車免許」を「については200 円を、普通自動車免許」に、「教習指導員審査および」を「教習指導員審査については150 円を、」に、「、それぞれ150 円」を「50 円」に改め、別表第7第2項の表(12)の項中「第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100 円」を「1,150 円」に改め、同表(14)の項中「1,350 円」を「1,400 円」に、「6,450 円」を「6,600 円」に、「2,900 円」を「2,950 円」に改め、同項を同表(15)の項とし、同表(13)の項中「1,450 円」を「1,400 円」に、「1,200 円」を「1,150 円」に改め、同項を同表(14)の項とし、同表(12)の項の次に次のように加える。

(13) 法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録の手数料	同 900 円（法第 105 条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）と同時に記録を受ける場合にあっては、100 円）
--------------------------------------	---

付 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧				新			
本則・付則 省略 別表第 1 ～別表第 6 省略 別表第 7 (第 2 条関係) 道路交通法に基づく警察関係事務手数料				本則・付則 省略 別表第 1 ～別表第 6 省略 別表第 7 (第 2 条関係) 道路交通法に基づく警察関係事務手数料			
1 道路交通法第 112 条第 1 項の運転免許等関係の警察関係事務手数料				1 道路交通法第 112 条第 1 項の運転免許等関係の警察関係事務手数料			
納付すべき者	区分	金額		納付すべき者	区分	金額	
(1) 道路交通法 (以下この表 において「法」 という。)第 89条第 1 項の 規定による運 転免許試験を 受けようとし る者	運転免許試 験手数料	ア 大型自動車免許、中 型自動車免許または 準中型自動車免許に 係る試験		(1) 道路交通法 (以下この表 において「法」 という。)第 89 条第 1 項の 規定による運 転免許試験を 受けようとし る者	運転免許試 験手数料	ア 大型自動車免許、中 型自動車免許または 準中型自動車免許に 係る試験	
		(7) 法第 97 条の 2 第 1 項第 1 号または 第 2 号に該当して 同項の規定の適用 を受ける場合	<u>1,550 円</u>			(7) 法第 97 条の 2 第 1 項第 1 号または 第 2 号に該当して 同項の規定の適用 を受ける場合	<u>1,650 円</u>
		(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または 第 5 号に該当して 同項の規定の適用 を受ける場合	<u>1,900 円</u> (道路 交通法施行令 (昭和 35 年政 令第 270 号。以 下この表にお いて「政令」と いう。)第 33 条 の 6 の 2 第 6 号に掲げるや むを得ない理 由のため運転			(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または 第 5 号に該当して 同項の規定の適用 を受ける場合	<u>1,950 円</u> (道路 交通法施行令 (昭和 35 年政 令第 270 号。以 下この表にお いて「政令」と いう。)第 33 条 の 6 の 2 第 6 号に掲げるや むを得ない理 由のため運転

			免許証（以下この表において「免許証」という。）の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800 円</u>				免許証（以下この表において「免許証」という。）または <u>法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この表において「免許情報記録」という。）の有効期間の更新（以下この表において「免許証等の更新」という。）を受けることができなかった者に対する試験にあつては、<u>750 円</u></u>			
		(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>4,100 円</u> （法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する			(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>3,900 円</u> （法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」			

			自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,600 円</u>)				という。)を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,900 円</u>
		イ 普通自動車免許に係る試験				イ 普通自動車免許に係る試験	
		(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 1 号または第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,750 円</u>			(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 1 号または第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900 円</u>
		(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900 円</u> (政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>800 円</u>)			(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,950 円</u> (政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>750 円</u>)
		(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,550 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる			(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,500 円</u> (技能試験を滋賀県公安委員会が

4 / 32

		を受ける場合	ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800 円</u>)			を受ける場合	ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750 円</u>)
		(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,600 円</u> (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,050 円</u>)			(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>2,800 円</u> (技能試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,550 円</u>)
		エ 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験				エ 小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許に係る試験	
		(7) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900 円</u> (政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けるこ			(7) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合	<u>1,950 円</u> (政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受ける

			とができなかつた者に対する試験にあつては、 <u>800 円</u>)				とができなかつた者に対する試験にあつては、 <u>750 円</u>)	
		(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>1,500 円</u>			(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	<u>1,600 円</u>	
		オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る試験				オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る試験		
		(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700 円</u>			(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,800 円</u>	
		(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900 円</u> (政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800 円</u>)			(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号または第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,950 円</u> (政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750 円</u>)	
		(ウ) 法第 97 条の 2 第	<u>4,800 円</u> (法第			(ウ) 法第 97 条の 2 第	<u>4,500 円</u> (技能	

		1 項の規定の適用 を受けない場合	<u>97 条第 1 項第 2 号に掲げる 事項について 行う試験を滋 賀県公安委員 会が提供する 自動車を使用 して受ける場 合にあつては、 7,650 円)</u>			1 項の規定の適用 を受けない場合	<u>試験を滋賀県 公安委員会が 提供する自動 車を使用して 受ける場合に あつては、 7,450 円)</u>
		カ 仮運転免許に係る 試験				カ 仮運転免許に係る 試験	
		(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当 して同項の規定の 適用を受ける場合	<u>1,700 円</u>			(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当 して同項の規定の 適用を受ける場合	<u>1,800 円</u>
		(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 4 号に該当 して同項の規定の 適用を受ける場合	<u>1,550 円</u>			(イ) 法第 97 条の 2 第 1 項第 4 号に該当 して同項の規定の 適用を受ける場合	<u>1,650 円</u>
		(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用 を受けない場合	<u>2,900 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる 事項について 行う試験を滋 賀県公安委員 会が提供する 自動車を使用</u>			(ウ) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用 を受けない場合	<u>2,950 円 (技能 試験を滋賀県 公安委員会が 提供する自動 車を使用して 受ける場合に あつては、 4,700 円)</u>

			して受ける場合 にあつては、 <u>4,350 円</u>)				
(1) の 2 法第 89 条第 3 項の規定による検査 を受けようとする者	検査手数料	ア 大型自動車仮運転 免許、中型自動車仮運 転免許または準中型 自動車仮運転免許を 受けている者に対す る検査 イ 普通自動車仮運転 免許を受けている者 に対する検査	<u>3,900 円</u> (滋賀 県公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 <u>6,400 円</u>) <u>3,750 円</u> (滋賀 県公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 <u>4,550 円</u>)	(1) の 2 法第 89 条第 3 項の規定による検査 を受けようとする者	検査手数料	ア 大型自動車仮運転 免許、中型自動車仮運 転免許または準中型 自動車仮運転免許を 受けている者に対す る検査 イ 普通自動車仮運転 免許を受けている者 に対する検査	<u>3,950 円</u> (滋賀 県公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 <u>6,950 円</u>) <u>3,850 円</u> (滋賀 県公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 <u>4,650 円</u>)
(2) 法第 91 条ま たは第 91 条の 2 第 2 項の規定により運転 することができる自動車お よび一般原動 機付自転車の 種類を限定さ れた者で、その 限定の全部ま	審査手数料		<u>1,400 円</u> (滋賀 県公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 <u>2,850 円</u>)	(2) 法第 91 条ま たは第 91 条の 2 第 2 項の規定により運転 することができる自動車お よび一般原動 機付自転車の 種類を限定さ れた者で、その 限定の全部ま	審査手数料		<u>1,350 円</u> (滋賀 県公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 <u>3,100 円</u>)

たは一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの				たは一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの			
(3) 法第 92 条第 1 項の規定による免許証の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 (7) (4)に掲げる交付以外の交付	2,050 円（法第 92 条第 1 項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050 円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに 200	(3) 法第 92 条第 1 項または第 95 条の 2 第 11 項の規定による免許証の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 (7) 法第 92 条第 1 項の規定による交付を受ける場合 a b に掲げる交付以外の交付	2,350 円（日を同じくして第一種運転免許または第二種運転免許のうち 2 以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、2,150 円に、与える免許 1 種類ごとに 200 円

		<u>(イ) 政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付</u>	<u>円を加えた額)</u> <u>1,700 円 (法第 92 条第 1 項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700 円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに 200 円を加えた額)</u>			<u>b 政令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であって、法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受けたもの (以下この表において「特定試験免除者」という。)</u> <u>に対する交付</u> <u>(イ) 法第 95 条の 2 第 11 項の規定による交付を受ける場合</u>	<u>を加えた額)</u> <u>2,100 円 (複数免許取得者に対する交付にあっては、1,900 円に、与える免許 1 種類ごとに 200 円を加えた額)</u>
		<u>イ 仮運転免許に係る免許証</u>	<u>1,150 円</u>			<u>イ 仮運転免許に係る免許証</u>	<u>2,550 円</u>
(4) 法第 94 条第 2 項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 イ 仮運転免許に係る免許証	<u>2,250 円</u> <u>1,150 円</u>	(4) 法第 94 条第 2 項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 イ 仮運転免許に係る免許証	<u>2,600 円</u> <u>1,050 円</u>

(新設)					<u>(4)の2 法第 95 条の2 第3項の規定による特定免許情報の記録または法第 95 条の3の規定により読み替えて適用する法第 92 条第2項の規定もしくは法第 106 条の4 第2項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者(政令第 43 条第4項各号に掲げる者を除く。)</u>	特定免許情報記録手数料	<u>ア 法第 95 条の2 第3項の規定による特定免許情報の記録</u> <u>(7) 法第 95 条の2 第6項の規定による申出をする場合</u> <u>a bに掲げる記録以外の記録</u> <u>b 特定試験免除者に係る記録</u> <u>(イ) 法第 101 条の4 の2 第2項の規定による申出(以下この表において「更新時不交付申出」という。)をする場合</u>	1,550 円(複数免許取得者に係る記録にあっては、1,350 円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) 1,350 円(複数免許取得者に係る記録にあっては、1,150 円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額) 800 円
------	--	--	--	--	---	--------------------	---	--

						<u>(ウ) 法第 95 条の 2 第 6 項の規定による 申出および更新時 不交付申出のいず れをもしない場合</u>	1,500 円（法第 92 条第 1 項、第 95 条の 2 第 11 項もしくは第 101 条の 4 の 2 第 1 項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付または法第 94 条第 2 項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100 円）
						<u>イ 法第 95 条の 3 の規定により読み替えて適用する法第 92 条第 2 項の規定または法第 106 条の 4 第 2 項の規定による免許情報記録の書換え</u>	1,550 円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）および法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号

							カードを有する者（以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあっては100円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあっては1,350円に与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
(4)の2 省略				(4)の3 省略			
(4)の3 法第97条の2第1項第3号イもしくはハまたは第101条の4第3項の規定により運転技	運転技能検査手数料		3,550円	(4)の4 法第97条の2第1項第3号イもしくはハまたは第101条の4第3項の規定により運転技	運転技能検査手数料		3,650円

能検査を受けようとする者			
(5) 省略			
(6) 法第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)を受けようとする者	技能検定員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。) 	<u>23,400 円</u> <u>19,500 円</u> <u>14,700 円</u> <u>21,500 円</u>
(7) 省略			

能検査を受けようとする者			
(5) 省略			
(6) 法第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)を受けようとする者	技能検定員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。) 	<u>23,750 円</u> <u>19,800 円</u> <u>14,450 円</u> <u>22,200 円</u>
(7) 省略			

(8) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)を受けようとする者	教習指導員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	<u>14,550 円</u> <u>11,850 円</u> <u>9,650 円</u> <u>12,450 円</u>	(8) 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)を受けようとする者	教習指導員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	<u>15,100 円</u> <u>12,000 円</u> <u>9,950 円</u> <u>12,850 円</u>
(9) 法第 100 条の 2 第 1 項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	ア 準中型自動車免許に係る再試験	<u>1,900 円</u> (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する準中型自動車の運転につい	(9) 法第 100 条の 2 第 1 項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	ア 準中型自動車免許に係る再試験	<u>2,050 円</u> (法第 100 条の 2 第 2 項に規定する準中型自動車の運転につい

			て必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,400 円</u>)				て必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>5,050 円</u>)
		イ 普通自動車免許に係る再試験	<u>1,750 円</u> (法第100 条の2 第2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,550 円</u>)			イ 普通自動車免許に係る再試験	<u>1,950 円</u> (法第100 条の2 第2 項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,750 円</u>)
		ウ 大型自動二輪車免許または普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,650 円</u> (法第100 条の2 第2 項に規定する大型自動二輪車または普通			ウ 大型自動二輪車免許または普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,800 円</u> (法第100 条の2 第2 項に規定する大型自動二輪車または普通

			自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u>) <u>1,000円</u>				自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,550円</u>) <u>1,100円</u>
		エ 原動機付自転車免許に係る再試験				エ 原動機付自転車免許に係る再試験	
(10) 法第 101 条第 1 項、第 101 条の 2 第 1 項または第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定による免許証の有効期間の更新（以下「 <u>免許証の更新</u> 」という。）を受けようとする者	<u>免許証更新手数料</u>	ア <u>免許証の更新（法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）</u>	<u>2,500円</u>	(10) 法第 101 条第 1 項、第 101 条の 2 第 1 項または第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定による免許証等の更新を受けようとする者	<u>免許証等更新手数料</u>	ア <u>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</u> <u>(イ) 法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この表において「經由申請」という。）をする場合</u> <u>(イ) 更新時不交付申出をする場合（經由</u>	<u>2,750円</u> <u>1,300円</u>

						更新 (ア) 経由申請をする 場合であつて、経由 地書換申出をする とき。 (イ) 経由申請をする 場合であつて、経由 地書換申出をしな いとき。 (ウ) 経由申請をしな い場合	2,500 円 2,850 円 2,950 円
(10) の 2 法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規 定により免許 証の更新の申 請をしようと する者	経由手数料		<u>550 円</u>	(10) の 2 法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規 定により免許 証等の更新の 申請をしよう とする者	経由手数料	ア 経由地書換申出を する場合 イ 経由地書換申出を しない場合	1,700 円 750 円
(11) 法第 107 条 の 7 第 1 項の 規定による国 外運転免許証 の交付を受け ようとする者	国外運転免 許証交付手 数料		<u>2,350 円</u>	(11) 法第 107 条 の 7 第 1 項の 規定による国 外運転免許証 の交付を受け ようとする者	国外運転免 許証交付手 数料		<u>2,250 円</u>
(12) 法第 108 条 の 2 第 1 項各 号に掲げる講 習を受けよう	講習手数料	ア 法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講 習 イ 法第 108 条の 2 第 1	講習 1 時間 につき <u>750 円</u> 講習 1 時間に	(12) 法第 108 条 の 2 第 1 項各 号に掲げる講 習を受けよう	講習手数料	ア 法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講 習 イ 法第 108 条の 2 第 1	講習 1 時間 につき <u>850 円</u> 講習 1 時間に

とする者	項第 2 号に掲げる講習 ウ 省略 エ 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習 (ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） (イ) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） (ウ) 普通自動車免許に係る講習 オ 法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習 (ア) 大型自動二輪車免許に係る講習	つき <u>2,350 円</u> 講習 1 時間につき <u>4,450 円</u> 講習 1 時間につき <u>3,500 円</u> 講習 1 時間につき <u>2,800 円</u> 講習 1 時間につき <u>4,150 円</u>	とする者	項第 2 号に掲げる講習 ウ 省略 エ 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習 (ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） (イ) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） (ウ) 普通自動車免許に係る講習 オ 法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習 (ア) 大型自動二輪車免許に係る講習	つき <u>2,400 円</u> 講習 1 時間につき <u>4,650 円</u> 講習 1 時間につき <u>3,800 円</u> 講習 1 時間につき <u>3,050 円</u> 講習 1 時間につき <u>4,300 円</u>
------	--	--	------	--	--

		(イ) 普通自動二輪車 免許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>4,000 円</u>			(イ) 普通自動二輪車 免許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>4,200 円</u>
		カ 法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>1,500 円</u>			カ 法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>1,750 円</u>
		キ 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>3,100 円</u>			キ 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>3,200 円</u>
		ク 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>1,400 円</u>			ク 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>1,850 円</u>
		ケ 法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>750 円</u>			ケ 法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講 習	講習 1 時間 につき <u>900 円</u>
		コ 法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講 習				コ 法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講 習	
		(ア) 準中型自動車免許 に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,150 円</u>			(ア) 準中型自動車免許 に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,300 円</u>
		(イ) 普通自動車免許に 係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,050 円</u>			(イ) 普通自動車免許に 係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,150 円</u>
		(ウ) 大型自動二輪車免 許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,700 円</u>			(ウ) 大型自動二輪車免 許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,850 円</u>
		(エ) 普通自動二輪車免 許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,550 円</u>			(エ) 普通自動二輪車免 許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,700 円</u>
		(オ) 原動機付自転車免 許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,450 円</u>			(オ) 原動機付自転車免 許に係る講習	講習 1 時間 につき <u>2,550 円</u>
		サ 法第 108 条の 2 第 1				サ 法第 108 条の 2 第 1	

		<u>項第 11 号に掲げる講習</u> <u>(イ) 法第 92 条の 2 第 1 項の表備考一の 2 に規定する優良運転者に対する講習</u>	<u>500 円</u>			<u>項第 11 号に掲げる講習</u> <u>(イ) 法第 95 条の 6 第 1 項の表備考一のロに規定する優良運転者に対する講習</u>	<u>500 円（滋賀県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあっては、200 円）</u>
		<u>(イ) 法第 92 条の 2 第 1 項の表備考一の 3 に規定する一般運転者に対する講習</u>	<u>800 円</u>			<u>(イ) 法第 95 条の 6 第 1 項の表備考一のハに規定する一般運転者に対する講習</u>	<u>800 円（オンライン講習にあっては、200 円）</u>

		<u>(ウ) 法第 92 条の 2 第 1 項の表備考一の 4 に規定する違反運転者等に対する講習</u>	<u>1,350 円（国家公安委員会規則で定める政令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800 円）</u>			<u>(ウ) 法第 95 条の 6 第 1 項の表備考一の 二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める政令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習</u>	<u>1,400 円</u>
		シ 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習 <u>(7) 法第 71 条の 5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）</u>	<u>6,450 円</u>			シ 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習 <u>(7) 法第 71 条の 5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）</u>	<u>800 円（オンライン講習にあっては、200 円）</u> <u>6,600 円</u>

		を受けている者（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イおよびハに掲げる者ならびに法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 (イ) 普通自動車対応免許を受けている者（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イもしくはハに掲げる者または法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。）または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 ス <u>法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習</u>	<u>2,900 円</u> <u>12,500 円（当該講習が道路交通法施行規則（昭和 35 年総</u>			を受けている者（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イおよびハに掲げる者ならびに法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 (イ) 普通自動車対応免許を受けている者（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イもしくはハに掲げる者または法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。）または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 ス <u>法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習</u> (ア) 自動車等（これに	<u>2,950 円</u> <u>12,900 円</u>
--	--	--	--	--	--	--	--

			理府令第60号) 第38条第13項 第2号の表第 1号に掲げる 講習方法に係 るものである 場合にあつて は、9,050円)
		セ 法第108条の2第1 項第14号に掲げる講 習 ソ 法第108条の2第1 項第15号または第16 号に掲げる講習	講習1時間につ き <u>2,250円</u> 講習1時間につ き <u>2,000円</u>
(13) 法第108条 の2第1項第 10号、第13号 または第14号 に掲げる講習 を受けようと する者	通知手数料		<u>900円</u>

注1 省略

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目

		準ずるものとして 国家公安委員会規 則で定める装置を 含む。)を使用する 指導(以下この表に おいて「実車等指 導」という。)を含 む講習 (イ) 実車等指導を含 まない講習 セ 法第108条の2第1 項第14号に掲げる講 習 ソ 法第108条の2第1 項第15号に掲げる講 習 タ 法第108条の2第1 項第16号に掲げる講 習	9,350円 講習1時間につ き <u>2,600円</u> 講習1時間につ き <u>2,100円</u> 講習1時間につ き <u>2,050円</u>
(13) 法第108条 の2第1項第 10号、第13号 または第14号 に掲げる講習 を受けようと する者	通知手数料		<u>1,000円</u>

注1 省略

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目

についての審査を免除される者である場合にあっては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	円 <u>4,000</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250</u>
	エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,250</u>
(2) 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100</u>
	エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,400</u>
(3)・(4) 省略		
(5) 技能検定の実施に関する知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許	<u>2,350</u>

についての審査を免除される者である場合にあっては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	円 <u>3,800</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,650</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,200</u>
	エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,450</u>
(2) 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,350</u>
	イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,250</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,900</u>
	エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,750</u>
(3)・(4) 省略		
(5) 技能検定の実施に関する知識	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許	<u>2,600</u>

	車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,900</u> <u>2,650</u>		車免許に係る技能検定員審査 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,850</u> <u>2,550</u>
(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	ア 省略 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,050</u> <u>2,550</u> <u>3,700</u>	(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	ア 省略 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 エ 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,000</u> <u>2,400</u> <u>3,750</u>
(7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,550</u>	(7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,600</u>

- 3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,350 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,100 円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900 円を減ずるものとする。
- 4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 500 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 300 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 300 円を減ずるものとする。
- 5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教育指導員審査手数料の額から減ずる額
(1) 教育指導員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教育指導員審査	円 <u>4,000</u>
	イ 普通自動車免許に係る教育指導員審査	<u>3,550</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る	<u>1,250</u>

- 3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,950 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,350 円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900 円を減ずるものとする。
- 4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については 550 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 350 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 350 円を減ずるものとする。
- 5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教育指導員審査手数料の額から減ずる額
(1) 教育指導員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教育指導員審査	円 <u>3,800</u>
	イ 普通自動車免許に係る教育指導員審査	<u>3,650</u>
	ウ 特定第一種運転免許に係る	<u>1,200</u>

	る教育指導員審査 エ 大型自動車第二種免許等 に係る教育指導員審査	<u>4,250</u>
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア～ウ 省略 エ 大型自動車第二種免許等 に係る教習指導員審査	<u>2,050</u>
(3) 省略		
(4) 法第108条の28 第4項に規定する 教則の内容と なっている事項 その他自動車の 運転に関する知 識	ア・イ 省略 ウ 特定第一種運転免許に係 る教習指導員審査	<u>1,300</u>
(5) 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	ア・イ 省略 ウ 特定第一種運転免許に係 る教習指導員審査	<u>1,300</u>
(6) 教習指導員と して必要な教育 についての知識	ア 大型自動車免許、中型自 動車免許または準中型自動 車免許に係る教習指導員審 査 イ・ウ 省略	<u>1,500</u>
(7) 道路運送法第 2条第3項に規 定する旅客自動 車運送事業およ び自動車運転代 行業の業務の適	大型自動車第二種免許等に係 る教習指導員審査	<u>2,550</u>

	る教育指導員審査 エ 大型自動車第二種免許等 に係る教育指導員審査	<u>4,450</u>
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア～ウ 省略 エ 大型自動車第二種免許等 に係る教習指導員審査	<u>2,100</u>
(3) 省略		
(4) 法第108条の28 第4項に規定する 教則の内容と なっている事項 その他自動車の 運転に関する知 識	ア・イ 省略 ウ 特定第一種運転免許に係 る教習指導員審査	<u>1,350</u>
(5) 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	ア・イ 省略 ウ 特定第一種運転免許に係 る教習指導員審査	<u>1,350</u>
(6) 教習指導員と して必要な教育 についての知識	ア 大型自動車免許、中型自 動車免許または準中型自動 車免許に係る教習指導員審 査 イ・ウ 省略	<u>1,550</u>
(7) 道路運送法第 2条第3項に規 定する旅客自動 車運送事業およ び自動車運転代 行業の業務の適	大型自動車第二種免許等に係 る教習指導員審査	<u>2,600</u>

正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
--	--	--

6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 2,400 円 を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900 円 を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100 円 を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 2,850 円 を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査、普通自動車免許に係る教習指導員審査および特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については、それぞれ 150 円 を減ずるものとする。

8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(11) 省略	
(12) <u>法第104条の4第6項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく運転経歴証明書の交付(再交付を含む。)の手	同 <u>1,100 円</u>

正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
--	--	--

6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 3,000 円 を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 950 円 を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,350 円 を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 2,950 円 を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 200 円 を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 150 円 を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 50 円 を減ずるものとする。

8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(11) 省略	
(12) <u>法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付(再交付を含む。)</u> の手数料	同 <u>1,150 円</u>

数料	
(新設)	
(13) 法第 108 条第 1 項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料	同 1,450 円 (自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能および知識に関する講習または当該講習と同等の内容を有すると滋賀県公安委員会が認める講習を受けた者に対する講習にあっては、1,200 円)
(14) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習の受講料	
ア 特定任意講習	同 1,350 円
イ 特定任意高齢者講習	
(ア) 普通自動車対応免許を受けている者 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イおよびハに掲げる者ならびに法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。) に対する講習	同 6,450 円
(イ) 普通自動車対応免許を受けている者 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イもしくはハに掲げる者または法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。) または第一種運転免	同 2,900 円

(13) 法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づく運転経歴情報の記録の手数料	同 900 円 (法第 105 条の 2 第 2 項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 (再交付を含む。) と同時に記録を受ける場合にあっては、100 円)
(14) 法第 108 条第 1 項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料	同 1,400 円 (自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能および知識に関する講習または当該講習と同等の内容を有すると滋賀県公安委員会が認める講習を受けた者に対する講習にあっては、1,150 円)
(15) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習の受講料	
ア 特定任意講習	同 1,400 円
イ 特定任意高齢者講習	
(ア) 普通自動車対応免許を受けている者 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イおよびハに掲げる者ならびに法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。) に対する講習	同 6,600 円
(イ) 普通自動車対応免許を受けている者 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イもしくはハに掲げる者または法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。) または第一種運転免	同 2,950 円

許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	
別表第8以下 省略		別表第8以下 省略	

条例改正の概要

物価変動等を踏まえた
運転免許等関係事務手
数料の6年ぶりの見直し



マイナンバーカードと運転免許証の一体化に
伴う手数料の新設

免許証のみ、マイナ免許証
のみ、双方のカードのそれぞ
れについて、新規取得時や
更新時等の手数料を規定



更新時講習をオンラ
インで受講する場合
の手数料を新設



物価変動等を踏まえた手数料の見直し（現行147項目のうち増額、減額の改定予定や変更なしの説明）

改定概要

- ◆ 運転免許等関係事務手数料は、現行147項目あり、今回、「増額90項目」、「減額26項目」の**合計116項目**を改定予定



増額

【手数料90項目が増額】

- ◆ 増額改定の主なもの
- ・再試験手数料
 - ・運転技能検査手数料
 - ・通知手数料



減額

【手数料26項目が減額】

- ◆ 減額改定の主なもの
- ・審査手数料
 - ・国外運転免許証
交付手数料



変更なし

【手数料31項目が変更なし】

- ◆ 手数料積算上、現行手数料と
変更のなかった主なもの
- ・認知機能検査手数料
 - ・技能検定員資格者証
交付手数料



マイナ制度の概要

新しい持ち方(3パターン)



運転免許

2枚持ち

マイナ免許

免許情報の記録



運転免許証

マイナ免許証

オンライン講習の内容

【優良運転者30分】
【一般運転者60分(運転適性診断を含む。)]

①マイナポータル
にログイン

②講習動画の視聴
確認テストの実施
(優良3問、一般4問)


マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う手数料の新設（新設23項目）

主な手数料の改定例

1

【新規免許取得時の手数料改定予定額】

現行		改定後	
免許証	2,050円	免許証	2,350円
		2枚持ち	2,450円
		マイナ免許証	1,550円

→

2

【免許更新時の手数料改定予定額】

現行		改定後	
免許証	2,500円	免許証	2,850円
		2枚持ち	2,950円
		マイナ免許証	2,100円

→

3

【更新時講習の手数料改定予定額】

現行		改定後	オンライン講習
優良	500円	500円	200円
一般	800円	800円	200円
違反・初回	1,350円	1,400円	

→

4

【運転経歴証明書の手数料改定予定額】

現行		改定後	
運転経歴証明書	1,100円	運転経歴証明書	1,150円
		2枚持ち	1,250円
		マイナカードに運転経歴 情報保存記録	900円

→

現行、優良運転者の方が免許更新をする場合、**3,000円（更新手数料2,500円、講習手数料500円）**の手数料がかかります。

手数料改定後は、優良運転者であって、マイナ免許証のみの方が、オンライン講習を受講して免許更新をする場合は、**2,300円（更新手数料2,100円、講習手数料200円）**の手数料がかかることになります。

